

集客施設・商業施設・集合住宅等を新築・増築する際の 自転車等駐車場の設置について

荒川区では、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、「荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例(以下「条例」といいます。)」を制定し、集客施設等に自転車駐車場を設けるよう義務付けています。

1 施設設置者等の責務(条例第7条)

公共施設、商業施設、娯楽施設、集合住宅、その他自転車等の駐車需要を生じさせる施設の設置管理者は、当該施設の利用者のために、必要かつ十分な広さの自転車等駐車場を設置するよう努めるとともに、区長の実施する施策に積極的に協力しなければなりません。

2 指定区域(条例第22条)

指定区域は、荒川区の全域です。

3 自転車等駐車場の構造及び設備(条例第28条)

自転車等駐車場は、駐車部分の規模を駐車台数1台につき概ね1㎡以上とし、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければなりません。ラック式自転車駐車場等については、駐車場の規模を緩和することができます。

4 提出書類と設置手続きの流れ(条例第29～33条)

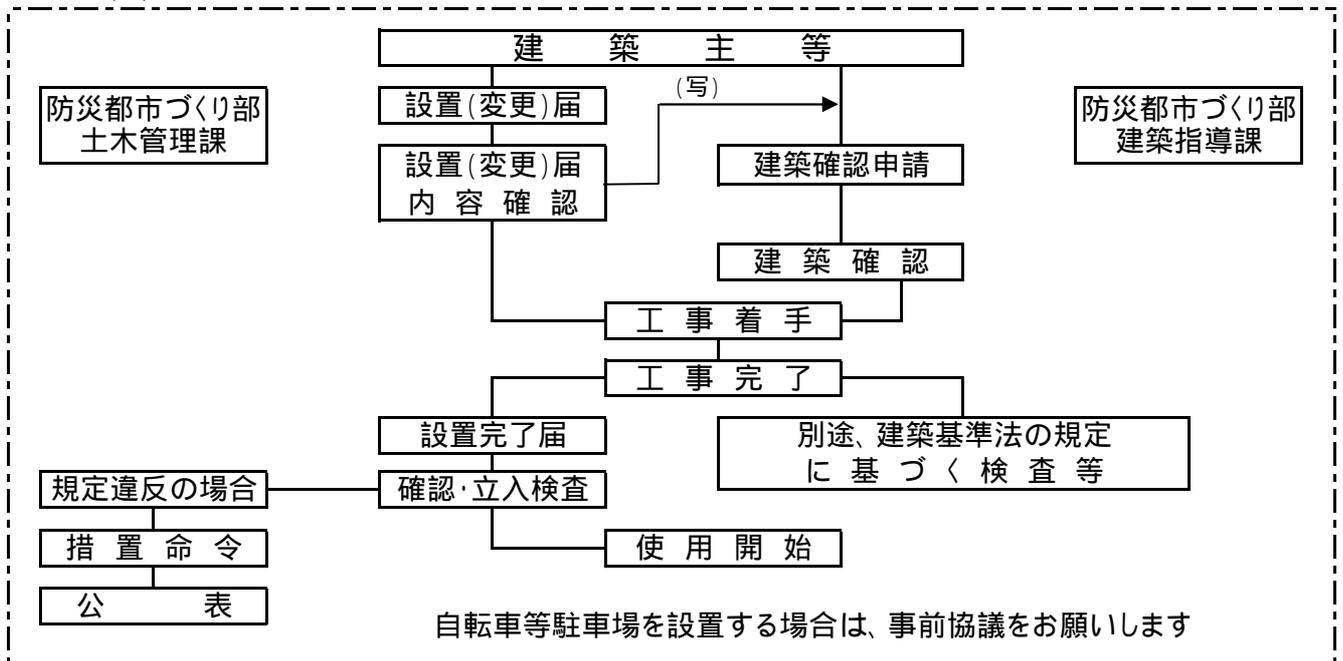
(1) 提出書類(正・副)

自転車等駐車場設置(変更)届

- 添付書類
- 当該施設及び自転車等駐車場の近隣案内図
 - 当該施設及び自転車等駐車場の敷地内配置図
 - 当該施設の各階平面図(各部屋面積表)
 - 店舗面積等積算内訳書
 - 自転車等駐車場平面図
 - 自転車等駐車場構造図(ラック式自転車駐車場の場合のみ)

自転車等駐車場設置完了届(工事完了後に提出)

(2) 設置手続きの流れ



～ご協力をお願いします～

荒川区

5 自転車等駐車場を設置しなければならない施設(条例第23～27条)

以下の施設について新築、増築、施設の用途変更をする場合に適用されます。

	施設の用途	施設の規模	駐車場の規模	店舗面積等の主な算定対象
1	パチンコ屋、ゲームセンター その他の遊技施設	店舗面積が 200㎡を超えるもの	店舗面積 10㎡ごとに1台	遊技室、景品交換所その他これらに 類する場所の床面積
2	百貨店、スーパーマーケット その他の小売店及び飲食店	店舗面積が 300㎡を超えるもの	店舗面積 15㎡ごとに1台	売店、飲食店、売場間通路、ショーウィンド、 ショールーム、承り所、物品加工修理場 その他これらに類する場所の床面積
3	学習、教養、趣味等の教授 を目的とする施設	教室面積が 300㎡を超えるもの	教室面積 15㎡ごとに1台	教室、講堂、実習室、図書室及び資料室 その他これらに類する床面積
4	銀行、信用金庫その他の 金融機関	店舗面積が 400㎡を超えるもの	店舗面積 20㎡ごとに1台	銀行室、待合室、応接室、その他金融 機関としての業務に係る利用者のため に設けてある場所の床面積
5	スポーツ及び健康の増進を 目的とする施設	運動場面積が 500㎡を超えるもの (屋外の施設を除く)	運動場面積 25㎡ごとに1台	競技場、運動場、練習場、マッサージ室、 観覧席その他これらに類する場所の床 面積
6	国、地方公共団体が設置す る下記の施設	当該用途に供する 部分の床面積が 300㎡を超えるもの	当該用途に供する 部分の床面積 15㎡ごとに1台	待合室、応接室、会議室、集会室、閲覧 室、その他これらに類する施設で利用 者のために設けてある場合の床面積
	病院、診療所、冠婚葬祭施設、公民館、集会場、公会堂、ひろば館、博物館、図書館、区役所、区民事務所 保健所、税務署、都税事務所、社会保険事務所その他これらに類する施設が該当します。			
7	国、地方公共団体以外の者 が設置する下記の施設	当該用途に供する 部分の床面積が 400㎡を超えるもの	当該用途に供する 部分の床面積 20㎡ごとに1台	当該用途に供する施設の床面積で、もっ ぱら利用者のために設けてある場所の 床面積
	郵便局、病院、診療所、冠婚葬祭施設、集会場、理容所、美容所、営業所、劇場、観覧所、映画館、演芸場、博物館、 図書館、展示所、ダンスホール、カラオケボックス、レンタルビデオ店その他これらに類する施設			

施設の用途	施設の規模	駐車場の規模
集合住宅	住戸の数が15以上	1住戸ごとに1台 専用床面積が50㎡以上の住戸にあっては、2台

- (1) 自転車等には50cc以下のバイクを含みます。
- (2) 混合用途施設(上記表のNo1～7のうち、2以上の用途に供する施設)については、当該用途ごとに
自転車等駐車場の規模を算定し、合計が20台以上である場合に、附置義務が適用されます。
- (3) 上記表のNo1～7の店舗面積等が5,000㎡を超える施設には、5,000㎡を超える部分を2分の1の
規模で算定する特別措置があります。
- (4) 設置届の手続きが完了した後、計画に変更が生じた場合は、事前に相談してください。

条例の附置義務が適用されない施設であっても、集客施設等の設置者等は利用客や従業員の
ために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めるとともに、自転車整理員の配置等の方法によ
周辺道路における放置防止に努めなければならない。

問 い 合 わ せ

荒川区防災都市づくり部 土木管理課 自転車対策係
電話 3802 - 3111 内線 2716・2717